

## いの町立地適正化計画策定業務プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この実施要領は、いの町立地適正化計画策定業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2. 業務概要

(1) 業務名 いの町立地適正化計画策定業務

(2) 業務の目的

我が国の今後のまちづくりにおいては、急激な人口減少と高齢化の進行などを背景に、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題となっている。

本町においても人口減少や高齢化の進行に対応すべく、平成 25 年 4 月に改定した、いの町都市計画マスタープランにおいて、市街地整備の方針として、「徒歩や自転車での移動を中心とした生活圏の中で日常的なサービスを受けることのできる、集約型の都市構造の形成が必要」と定め、集約型都市構造の形成に向けた検討を進めてきた。

本業務は、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定にするにあたり、本町の都市計画マスタープランの将来像の実現に向け、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地と誘導、また、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的なマスタープランとなる「いの町立地適正化計画」を策定するため、必要となる検討や素案の作成などを行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「いの町立地適正化計画策定業務特記仕様書のとおり」

(4) 業務期間 契約締結日から令和 4 年 1 月 31 日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金 18,942,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

### 3. 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) いの町一般競争(指名競争)入札参加資格を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 過去 5 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の同種業務（※1）または類似業務（※2）を元請として受注した実績を有する者であること。かつ、受注規模については、本発注規模と同程度以上（※3）とする。
- (8) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

①管理技術者

技術士（総合技術監理部門または建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 5 年以内（平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種業務（※1）または類似業務（※2）の実績があること。

②照査技術者

技術士（総合技術監理部門または建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

③担当技術者

資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。なお、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

担当技術者は、その分担する業務内容により、複数配置することを妨げない。その場合には、本件における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者 1 名を選任すること。なお、選任された 1 名を評価対象とする。

(9) 「建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けているものであること。」

(※1) 同種業務

立地適正化計画（関する調査業務含む。ただし、同じ地方公共団体が発注する調査業務と計画策定業務の両方の実績（従事）がある場合は1例とする。）、市町村都市計画マスタープラン、都市計画区域マスタープラン。

(※2) 類似業務

市町村総合計画、中心市街地活性化基本計画、緑の基本計画、景観計画、低炭素まちづくり計画

(※3) 同程度とは、17,047,800円以上。

## 5. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和2年7月10日（金）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和2年7月13日（月）から 令和2年7月17日（金）まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和2年7月27日（月）
④ 参加申込書の提出期限	令和2年7月31日（金）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和2年8月5日（水）
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和2年8月6日（木）から 令和2年8月14日（金）まで
⑦ 企画提案書の審査	令和2年8月21日（金）予定
⑧ 審査結果の通知	令和2年8月31日（月）予定
⑨ 審査結果等の公表	令和2年8月31日（月）予定
⑩ 業務委託契約の締結	令和2年9月7日（月）予定

## 6. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日 令和2年7月10日（金）
- ② 公表方法 いの町公式ホームページ
- ③ 配布方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、いの町ホームページからダウンロードにより配布します。
- ④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。

2) 受付期間

令和2年7月13日(月)9時から令和2年7月17日(金)17時までとします。(ただし、受信確認は、閉庁日を除く9時から17時までとし、受信確認メールを返信します。)

3) 提出先

いの町役場土木課 担当 岡林(優)

電話番号 088-893-1116

E-mail [doboku@town.ino.lg.jp](mailto:doboku@town.ino.lg.jp)

所在地 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

4) 回答方法

令和2年7月27日(月)9時以降に、町公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びいの町契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書(様式2)

2) 提案者情報書(様式3)

3) 業務受託実績書(様式4)

(テクリスの業務カルテまたは契約書の写し、若しくは履行証明書(任意様式)を添付)

4) 予定技術者経歴書(様式5.6.7)

管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者)

※資格証明書の写しを添付

5) 業務実施体制図(様式8)

② 提出期限

令和2年7月31日(金)17時必着

③ 提出場所

いの町土木課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵便による場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果(様式9)を通知します。

### (3) 企画提案書等の提出

#### ① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

##### 1) 企画提案書表紙（様式10）

##### 2) 企画提案書

##### ア 実施方針（様式11）

業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方法を記載。

##### イ 実施手順（任意様式）

業務の手順、方法等を記載

##### ウ 業務工程表（任意様式）

バーチャートを記載

##### エ 評価テーマ1～3（様式12・13・14）

各テーマ2頁以内とする。

テーマ1	本町の将来人口、地域特性、都市構造上の課題を踏まえた、立地適正化計画の必要性と方向性について
テーマ2	各誘導区域と誘導施設の設定方針及び誘導するための施策について
テーマ3	提案者が受注することによる本町へのメリット又は独自の取り組み、追加提案等のアピールポイントについて
上記テーマにおける目線	本町は、以前、中心拠点として、JR伊野駅を中心に人口密度が高かったものの現在、人口密度は減少し、さらに将来も人口密度は減少するものと思われる。また、枝川地区や天王地区についても現在、人口密度はある程度維持しているものと思われるが、将来、人口密度の減少が予想される。については、本町において、JR伊野駅、枝川駅や他の公共交通施設があるなかで、今後、人口密度を維持し発展、子育て世代や高齢者等に住みよい街づくりをしていくための施策（考え方等）を踏まえたい。上記テーマについて、記載していただきたい。

#### 3) 見積書及び内訳書（任意様式）

ア) 見積内訳書は項目、数量、単価、諸経費等を分類し記載。

イ) 会社名と代表者名の記載及び代表者印を押印。

ウ) 提案上限額（消費税額及び地方税額を含む）以内の見積金額を

記載。

② 提出期間

令和2年8月6日（木）9時から令和2年8月14日（金）17時までとします。

（受付時間帯は、閉庁日を除く9時から17時までとします。）

③ 提出場所

いの町土木課 担当 岡林（優）

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1

④ 提出方法

直接持参してください。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本13部とします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリングは、提案書の受付順に実施します。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとします。

①実施日時

令和2年8月21日（金）

※詳細については、別途お知らせします。

※都合により変更する場合があります。

②会 場

いのホール（いの町役場1階）

③提案方法

次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容を説明してください。

- ・準備・片付け（10分以内）、
- ・プレゼンテーション（20分以内）
- ・質疑応答（10分以内）

④出席者

配置予定の管理技術者と主たる担当技術者を含む5名以内。

⑤実施方法

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、説明の補足用資料（データ）は事前（前日まで）に担当部署（土木課：都市計画係）に提出して確認を受けること。

⑥その他

提案説明に必要なスクリーン、プロジェクターは本町で用意します。その他の機材を使用する場合は、提案者が用意してください。

プレゼンテーションの順番は事前に担当部署（土木課：都市計画係）がくじを行い、その結果により決定します。

## 7. 受託候補者の選定

### (1) 選定手順

審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町立地適正化計画策定業務プロポーザル審査委員会」が行います。

### (2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）を基に、（別紙1）審査基準書に基づき総合的に評価します。

### (3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。ただし、出席した全委員の平均得点が90点（150点満点）に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し候補者としません。

#### 【順位付けの条件】

(1) 出席した全委員の合計点数が最高得点の者

(2) (1)が複数ある場合、評価項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い者

(3) (2)が複数ある場合、評価項目のうち、「技術資料」の点数の合計が最も高い者

(4) (3)が複数ある場合、見積書の金額が低い者

(5) 前号の規定により順位が決定できない場合は委員長が決定する。

## 8. 審査結果

審査結果は、令和2年8月31日（月）以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

## 9. 契約に関する事項

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

## 11. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、この町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとし、ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。したがって、提出する企画提案書等に非公開とする部分がある場合は、情報非公開希望申立書（様式15）に非公開とする部分と具体的な理由を記載し提出してください。なお、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や、公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開する場合があります。本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

## 12. 留意事項

### (1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（町からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式16）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

### 13. 問い合わせ先

所在地           〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700-1  
 担当部署   いの町土木課 担当 岡林（優）

電話番号       088-893-1116  
 FAX 番号      088-893-1440  
 E-mail       [doboku@town.ino.lg.jp](mailto:doboku@town.ino.lg.jp)